

官民人材交流センター報告書素案へのコメント

2007/10/29

長谷川幸洋

◆この懇談会は有識者の集まりであり、報告書にはこれまで積み重ねた議論を反映すべき。報告書のどの部分をどう実現していくかは、受け取る政府側の問題。実現可能性を過度に忖度する必要はない

◆報告書と環境整備の課題は一体のものとして扱うようにすべき

◆渡り幹旋の即時禁止、独立行政法人や公益法人への公務員再就職に対する総量規制、及びセンター発足後の機能監視体制について言及すべき

◆P2、(2) センターの役割について「センターの役割は天下り根絶と市場価格での再就職実現である」点を明記

◆P3、(4) 「発足当初期は現行法令を前提とせざるを得ないが、本格稼働期までに、別添に記載する人事制度の改正を終える。これが、センターが機能する前提である」を明記

◆P5、(3) 後段の「なお、現在は…」の段落を削除。そのうえで「二回目以降のあっせんは、原則として、現行法の下でも違法である」ことを明記。そのうえで例外的に、試用期間中等の限定的なケースについて、一回目のあっせんの延長上で認めてもよい

◆P6 冒頭のcの扱いについて。平成23年度までに、給与が下がる仕組みなどが実現し、現行の退職勧奨がなくなれば、「本格稼働期」においては、「オプションc」はなくなることを明記

◆P7 ③発足当初期において、センターがこれまでの天下りを実質的に受け継ぐトンネル機関になるのを避けるため、センターは民間企業への求人開拓に特化して、非営利法人は扱わないこととする。一方、本格稼働期においては、独

立行政法人見直しをはじめ、非営利法人の合理化を徹底して進めたうえで、センターにおいて非営利法人への斡旋も扱うこととすべき。また、この関連で独立行政法人などへの総量規制について「環境整備の課題」で記す内容についても言及する

◆P9 (2)組織規模のイメージについて、もっと具体性をもって記述すべき

◆P10 (2)各府省とセンターとの協力関係は「各府省からセンターへの人事・キャリア情報の提供」に限られることを明記

◆P11 6(2)見直しの際、「市場価格での再就職」という基本哲学を堅持していくことを明記

以上